

社会福祉法人リード・エー 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リード・エーの役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の仕事執行の対価として支払われるものである。

3 報酬は各年度の総額が50万円を超えない範囲で支払われる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事、監事が理事会もしくは評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長もしくは理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事が法人の職員を兼ね、自らの勤務時間内に開催された理事会に出席するときは、出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(監事の勤務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年6月1日より適用する

別表（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会、評議員会 出席報酬等	5,000円	3,000円
評議員選任・解任委員 会出席報酬等	5,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	3,000円